

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会（第3回）議事要旨

1.日 時：平成18年1月18日（水）16：00～18：30

2.場 所：国土交通省3号館10階共用会議室（東京都千代田区）

3.出席者

- 委員 -

座長	巽 和夫	京都大学名誉教授
座長代理	小谷 俊介	千葉大学教授
	穂山 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
	井出 隆雄	ジャーナリスト
	大河内 美保	主婦連合会副会長
	鳶 信彦	ジャーナリスト
	野城 智也	東京大学教授
	山田 勝利	前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長
	和田 章	東京工業大学教授

- 事務局 -

渡邊政策統括官、青木総括監察官、鈴木政策評価官他

- その他 -

株式会社現代計画研究所 藤本昌也 代表取締役
有限会社金箱構造設計事務所 金箱温春 代表取締役
大成建設株式会社 本田徹 建築本部副本部長兼品質管理部長
株式会社大京 久保田克巳 事業統括部事業管理室長
住宅局 伊藤住宅局総務課長、小川建築指導課長

4.議 題

- (1) 建築・不動産関係者（建築士等）ヒアリング
- (2) マンション住民からの要望について
- (3) 情報提供受付窓口について
- (4) 今後の進め方について

5.議事概要（速報版のため、後日修正の可能性あり）

■議事に関連しての委員からの主な発言概要

（○は委員の発言、→はヒアリング対象者からの発言）

- (1) 建築・不動産関係者（建築士等）ヒアリング（㈱現代計画研究所、有金箱構造

設計事務所、大成建設(株)、(株)大京)

- 構造士というものを建築士とは別の資格にすると、一級建築士は自分達の仕事の場の一部を失うことにつながるが、それでも建築家の方々には応援して頂けるのか。
 - 建築士会連合会では、十数年前から建築士法について専門分化の対応が十分でないとして、色々運動をしてきている。当会で平成15年度から始めている専攻建築士制度では、設計・構造・設備等の分野で専門分化を図り、社会的に明示することを狙いとしているもの。インターン(CPD)とあわせて5年毎に資格者を評価する仕組みをとっており、近く8000人位の専攻建築士が登場する予定である。この制度も社会的に活用できるのではないかと思っている。
- 今回の問題により、建築確認のチェック項目が厳しくなる可能性があり、設計の自由度が狭まるのではないかと心配している。これについてお考えを伺いたい。
 - 法規制をいくら細かくしても設計技術の全てはカバーできないと思う。建物の構造を、法律のどのルートで解釈するかという考え方が重要な所であり、その部分は設計者の判断が入ってくるため、同じ事をやっている他の専門家がチェックするシステムがいいのではないかと思う。
- 建築基準法が定める構造の安全のレベルはどの程度であると評価しているか。また、その内容が国民に伝わっていると思うか。
 - 一応基準法でいう安全性というものはわかっているつもりだが、一般には知られていないと思う。施主へ説明の仕方として、「建築基準法で安全だといっている」とか「壊れない」という説明はウソだと思っている。「震度6強位になると、ひびわれや残留変形が残るかもしれないけれども、ゆがむが屋根は落ちない」といった説明に対して、明確に建築主が判断するのなかなか難しいとも思うが、ケースバイケースで対応している。
- 一般的に構造設計者はそのような認識をして設計行為をしているのか。
 - 意匠性・コスト・安全性という非常に厳しい条件の中で最適解を求めていくことが設計行為である。安全性に対しては建築基準法をクリアすればいいということであるが、どの程度の設計者がそれが何を意味するのかを認識しているかはわからない。
- 建築確認を官民どちらにも頼んでいるようだが、今回問題になっている（偽

装を見逃した) 民間機関に建築確認を頼んだことはあるか。

- 1件だけある。現在別の検査機関に再チェックをお願いしており、そこがチェックしたという整理で売り出したいと思っている。
- ある。建築主が心配して問い合わせが来るが、構造設計方針を説明して納得して頂けた方もあれば、別の検査機関に確認を、と言われた事もある。
- 沢山の物件を扱っているため、イーホームズでも数件、E R Iは相当ある。施主からの問い合わせに対しては出来る限りの対応をしている。
- 数は少ないが一部である。

○ 名義貸しは業界ではあるのか。あった場合、チェックはしていないのか。

- 一括下請や一括施工は今も行われているが、自社の技術者をおいて品質管理を指導しているので、今は名義貸しという実態はない。
- 元請下請は明示して、それぞれの責任範囲を明確にしている。

○ 名義貸しの要請は、下請が貴社の名前を掲げた方が売りやすいという意図でくるのか。その場合、名義貸し料はもらうのか。

- 地元の業者を用いたりする時に、品質管理の観点で頼まれているのかなと思っている。費用は技術者をつけている分は頂いているが、多分に頂いているということはない。

○ 行政対応が適切であったという事だが、具体的にどう適切だったのか。

- 「不適切な対応はなかった」という意味で「適切だった」と感じている。

○ ゼネコン等と違い、今回のヒューザーの案件等ではダブルチェック、トリプルチェックはしていない感じが見られるが、大手と中小の事務所とではチェック体制に差があるのか。

- 10人、或いは5人以下位の事務所が全体の9割位で、大手は全体の2、3%程度。小事務所の中にはまじめにやっている所もそうでない所もあるが、どういう比率かはわからない。むしろ小さいきちんとやっている建築士を世の中に見えるようにして、施主にはそういう人を選んで欲しい。
- 問題は工事監理。名義貸しは工事監理で行われている。地方では大工務店がお客をつかまえてきて、確認申請は建築士事務所の名前を借りている。工事監理の場合、施主は工事監理料をとられるので、工務店の大工さんが見ればよいという話になり、実質的に全く工事監理をしていないこともありうる。そういったことがどれだけの数起っているかはわからない。

- 小さい事務所では難しいが、コンピューターの手法としてのダブルチェックなら中小の事務所でも可能。しかし、現実にはできていない所もある。
- 建設業者が設計事務所に圧力をかけているとか、或いは構造設計者に圧力をかけているとかいう実態は中小の事務所ではよくあることなのか。
 - 圧力は常にある。構造事務所はすごい悲哀を感じていると言われるが、それ以前に元請の事務所がものすごい悲哀を味わっている社会。私はこれが一番の問題だと思っている。建主がよくなると建築はよくなると。
 - 今回は2つの点で特殊なケース。1つ目は、通常は建築主が設計者を選び、設計者が施工会社を選定していたが、今回は施工会社が設計者を選定し、設計者は施工会社側にとりこまれているので、通常の場合よりも圧力をかけられやすい状況にあったということ。2つ目は、マンションという特殊性であり、建築主は普通は自分で建てたものを自分で使う形だが、分譲マンション事業者と購入者という場合は、実際のユーザーと最初の建築主が違うことがあるので、もう少し特殊な仕組みがないといけないと思う。
- 圧力があつたときにはどういう対応をとっているのか。
 - そういう人をつきあうとろくなことがないので、独立した事務所では建主を選ぶようになるが、それは非常に経済的に苦勞するので、不況だと耐えられなくなり、どうしても圧力の中に組み込まれてしまうことは起こると思う。
- コンサルタント会社が、今までの設計事務所・売り主・施工業者という流れとは別の形で出てきて、非常に大きな力を持っている風に見える。中小の事務所ではこのような状況は当たり前となっているのか。
 - コンサルタントは、これまでのクライアントと設計者との直の関係に入ってくるため、ある意味非常に問題である。近頃は施主の隣にコンサルタント、建設会社が入ってきて、建築士はだんだん末席に追いやられている。設計者が自分達の信念で施主に話をするというシステムが崩壊している。健全にいけばいいが、非常に悪い方向に行く可能性もあると考えている。
 - 今回の事件は、コンサルタントが建築主側についたふりをして、施工者、設計事務所が一体になってそこで偽造しているので、建築主の方でも信頼できる専門家をどう見分けるかを社会全体として考えなくてはならない。
- 最近、安全基準というと、震度5には耐えられるとか、地震との関係でさかんに報道されているが、今までは何が一番のポイントだったのか。やはり震度が一番のポイントだったのか。

- 震度は一般の方にわかりやすいが、建築基準法には震度という表現はない。安全は「建物にかかる力の大きさ」と「その時建物がどうなるか」の2つの組み合わせで考えなくてはいけない。「ある力の時にどこも損傷しない」状態と、「もう少し大きい力の時にいろんな所が障害ができるが命に別状はない」という組み合わせの考え方が、一般社会には必ずしも正しく伝わっていない。我々専門家も考えなければいけないと思っている。

○ 民間審査機関をどう思うか。

- 以前と比べ非常にスピーディになり、事業的に大きなメリットがある。内容的にもバラツキがあり、一部問題がある所もあるが、民間開放のメリットはかなりあると認識している。
- 現状では質の高い構造の審査をする専門家は足りない状況にあるのではないかと思う。

○ いわゆる「青田売り」についてどう思うか。また、その売るタイミングは。

- 性能と保全の観点が検討事項であるが、品質管理をきちっとできていれば特に大きな問題は起こらないと思う。着工後に売るケースが増えている。
- 組合員が確定した段階、又はモデルルームができている段階からか。後はいかに図面通り作るかであり、検査の仕組みの問題ではないかと思う。
- 青田売りの制度は設計者や施工者を選べないことが問題だが、これからマンションを買う人は、設計者・施工者を選ぶようにするか、建物ができてから販売するものを選ぶかということが解決方法になるかと思う。
- 青田売りはそもそもおかしい。確認申請後でないとプレセールできないことになっているが、居住者参加型の運動もプレセールとみなされるとできなくなるので、関係者は青田売りにかなり神経をとがらせていると思う。

○ 1件あたりの設計費用はどのくらいか。

- 千差万別。きちんと出すよう運動しているが、設計者を変えてもいいという言い方をするクライアントはいる。一応基準はあるが、営繕や公共機関でさえ色々係数がかかる。また、設計費は入札の場合下限に歯止めがない。

○ ゼネコンはトータルコストの中で設計料をやりくりしていると思うが、設計料を一定の価格に設定すると、その分全体の価格が高くなってしまうのか。

- 最近は設計料と施工費を分けて契約という指導を受けているが、発注者からすると大体一体でとなる。設計部門がかわいそうですので、社内におい

て先に設計料を切り出して、何とか設計も飯を食えるようにしている。

- 先ほど「専門家なら図面を見ればわかる」という話があったが、ほとんどの確認機関で偽装が見抜けなかったこととのギャップをどう考えているか。
 - 瞬時にわかる訳ではないが、疑問は感じるはずでそこから計算書を見ていくことになる。今回見抜けなかったのは認定プログラムを使ったものであり、審査側は中間のチェックをやらない習慣なので、そういう意味で認定プログラム制度は問題ではないかと思う。私達は設計時、まず自分で予め想定するので、最後に出た結果が通常と違えばチェックできる。この様に目でチェックする方法をとれば、大体のものは判別できるのではないか。
 - 概算すればおかしいというのは分かるのではないか。おかしいと思って確認しても見抜けないのもどうかと思う。何も見ていないのではないか。
- 「構造設計者が先に告発されたのは遺憾」というコメントをどう思うか。
 - 最初に告発されたのは元請の設計事務所だったはず。元請からチェックが入るのは当然だと考える。
 - 責任者は元請なのは当然で、関与した構造設計者と共に責任をとるべき。
- 以下の質問について、後日回答して頂きたい。
 - ・ 構造安全性について法令で担保する部分と、設計者が自らの責任において担保する部分があると考えているが、これについて考えを教えてほしい。
 - ・ 構造設計者や設計者がどの職能団体に所属しているか表示されることが一般化していれば、今回のような事件が抑止できると思うか。
 - ・ 鉄筋をあれ程抜いても劇的に安くなる訳ではないと考えており、本質はプロジェクト期間を短くすることによる間接経費の削減であるのか。
- 建築確認は必要十分条件を満たしている訳ではなく、十分条件を満たすためには設計者にも責任があると言えるかどうか。
- 構造設計の実務経験とは、机上の作業のことか、現場をふまえたことか。
 - 設計して、設計したものの現場を見つつ経験を積むとことが理想的であるが、法規だけでは構造設計はできないことから、法規以外の色々な判断の経験を積み、ペーパー上だけでも実務経験を積むことは可能と考える。
- 一般的にそのような経験を積んでいる者はどの程度いるのか。社会全体として、建築士100人中何人位構造経験を積んだ者がいれば合格と言えるか。

→ 一級建築士 27 万人のうち、構造設計をしている者約 1 万人というのが一つの目安。私の所属する J S C A の建築構造士は 2500 名いる。

- 「構造設計は最初の構造計画の段階では手計算で検討する」ということであるが、通常の設計事務所では手計算でやるのが一般的であるのか。

→ 構造設計を専門で行う所であれば、手計算はかなり行われていると思う。

- 無資格のアルバイトのような人がコンピューターを使って構造計算を進め、パソコンゲームのように、何度もデータを変更しながら計算をやり直し、エラーがゼロになったら設計の終了というようなひどい構造設計が行われている。認定プログラムを便利にすればするほど構造設計の質が悪くなる。

(2) マンション住民からの要望について

(3) 情報提供受付窓口について

(主な発言なし)

(4) 今後の進め方について

- ピアチェックの話題は「建築確認検査制度について」に入ると考えてよいのか。

→ その通り。

- 「30 年前には高価な電子計算機を使えるレベルの高い技術者のためのプログラムであったが、今ではコンピューターは誰でも使えるようになり、レベルの低い裾野の技術者でも構造計算ソフトが利用できるようになった。プログラムを使えば誰でも構造設計が出来るとの誤解を生んでいる大臣のプログラム認定を今後も続けるのかどうか」というテーマはどこに入るか。」というテーマはどこに入るか。

→ やはり確認検査制度の問題であると思う。

- 「再計算すればよいといわれるが、設計者と審査員の面談、構造設計図の確認などが重要であり、再計算ばかりに重点がおかれるのは心配である。」
- 建築審議会と二重にやることは時間的にも効率性が良くないが、プログラム

については、導入された経緯も含めもう少し精密なチェックが必要と思う。

- 中間検査を取り上げたい。また、プログラムの認定制度が建築基準法の中でどういう位置づけにあるのか、果たしてあるべきものなのか、建築基準法の外の方で考えるべきものではないかといった問題も取り上げて頂きたい。
- 品確法の義務付けをさらに詳しく検討して頂くということも投げかけたい。
- 昭和25年に作った建築基準法と建築士法の枠組みを変えないまま、付加的に色々な制度を入れてきている。審議会が緊急的に制度を改訂する時に、士法で自主的に担保すべき部分と、法規制で担保すべき部分とを整理すべき。
- 大原則として民間を活用していかざるを得ないと思うが、民間委任の前提条件について、少し拙速な部分があったのではないか。
- 消費者保護において、安全基準を消費者にわかりやすいものにできないか。
- 補償の仕方について世論が一般的にどう考えているかという調査があってもよいと考える。
- 国・自治体・検査機関等の一体どこが責任をとるのか、補償についてどういう負担割合が適正か。また、ゼネコンの場合と中小の場合では決定者と施工業者との力関係が変わってくるようなことも含め、最終的には金銭での解決となる可能性があるが、一般的な原則みたいなものが整理できればと思う。

（文責：国土交通省政策評価官室）